具体的かつ詳細な随意契約理由について（業務委託）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	デジタル無線機積替業務委託	01 建物等各種施設管理　03 通信設備保守点検	株式会社ゼネラル	16,313,000円	令和8年7月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
2	はしご車特殊装置点検整備業務委託	02 機械等施設点検・運転操作　02 船舶等保守点検	株式会社モリタテクノス　関西営業所	5,890,500円	令和8年7月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
3	起震車の起震装置保守点検整備業務委託	02 機械等施設点検・運転操作　01 施設保守点検整備	飛鳥特装株式会社	1,353,660円	令和8年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
4	消防車両ポンプ装置保守点検整備（2）業務委託	02 機械等施設点検・運転操作　01 施設保守点検整備	小川ポンプ工業株式会社	2,252,250円	令和8年8月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
5	消防車両ポンプ装置保守点検整備（4）業務委託	3 機械等施設点検・運転操作　01 施設保守点検整備	株式会社WERM	1,430,000円	令和8年8月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	
6	フライトシミュレーター訓練業務委託	13 その他代行 09 研修	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	2,415,600円	令和8年9月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適さないもの）	G3	

随意契約理由書

１　案件名称
　デジタル無線機積替業務委託

２　契約の相手方
　株式会社ゼネラル

３　随意契約理由
　本業務は、当局が保有する株式会社ゼネラル及び富士通株式会社が製造した消防・救急デジタル無線機を指定する消防車両から消防車両へ積み替えるものであり、無線機の機器動作確認及び分解清掃を行ったうえで、積替完了後に機器調整及び試験を行うものである。
　本業務を行うためには、当該消防・救急デジタル無線機の専門的知識や技術が必要となる。上記業者はゼネラル製無線機については、製造業者であり本業務に必要な独自の知識や技術を保有している。また富士通製無線機については、製造業者である富士通株式会社より消防・救急デジタル無線事業を承継された富士通 Japan 株式会社から事業移管されており、本業務を行うことができる唯一の業者である。
　よって、上記業者を指定するものである。

４　根拠法令
　地方自治法施行令第 167 条の 2　第 1 項第 2 号

５　担当部署
　消防局総務部情報システム課（通信設備）　（電話番号　06-4393-6562）

随 意 契 約 理 由 書

1　案件名称

はしご車特殊装置点検整備業務委託

はしご車特殊装置整備業務委託

2　契約の相手方

株式会社モリタテクノス

3　随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご自動車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は、株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検及び整備業務には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製造会社からはしご車特殊装置点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管され、高度かつ専門的な知識と技術の提供を受けた唯一の業者である。

よって、本契約は上記業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記業者を指定する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２　第１項第２号

5　担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）　（電話番号　06-4393-6198）

随意契約理由書

１　案件名称

起震車の起震装置保守点検整備業務委託

起震車の起震装置整備業務委託

２　契約の相手方

飛鳥特装株式会社

３　随意契約理由

起震車は、各種地震を再現させる装置を備えたものであり、確実な動作を要求されるものである。

当該起震車は、上記事業者製であり、車両ぎ装全般について、同社独自の技術で設計・製作されており、起震装置およびこれに付随する点検整備には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

また、製造物責任の所在を明確にし、点検整備後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、本契約は上記事業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記事業者を指定する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）　（電話番号　06-4393-6189）

随意契約理由書

１　案件名称

消防車両ポンプ装置保守点検整備（２）業務委託

２　契約の相手方

小川ポンプ工業株式会社

３　随意契約理由

消防車両ポンプ装置は、ポンプ装置を使用した消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに消防法の規定に基づく動力消防ポンプの技術上の規格に定める省令に基づき設計製作され、消防活動上確実な動作を要求されるものである。

当該消防車両ポンプ装置は上記業者製であり、車両ぎ装全般について同社独自の技術で設計製作されており、点検整備には製造業者独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

よって、本契約は上記業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記業者を指定する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）　（電話番号　06-4393-6198）

随意契約理由書

1　案件名称

消防車両ポンプ装置保守点検整備（４）業務委託

2　契約の相手方

株式会社 WERM

3　随意契約理由

消防車両ポンプ装置は、ポンプ装置を使用した消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに消防法の規定に基づく動力消防ポンプの技術上の規格に定める省令に基づき設計製作され、消防活動上確実な動作を要求されるものである。

当該消防車両ポンプ装置は、上記業者及び株式会社ベルリング（以下「製造業者」という。）製であり、車両ぎ装全般について製造業者独自の技術で設計製作されており、点検整備には製造業者独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

なお、上記業者は株式会社ベルリングから大阪府内におけるポンプ装置保守点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者でもある。

よって、本契約は上記業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記業者を指定する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

5　担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）　（電話番号　06-4393-6198）

随意契約理由書

１　案件名称

フライトシミュレーター訓練業務委託

２　契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

３　随意契約理由

フライトシミュレーター訓練は、航空機が航行中に不測の事態に陥った場合の危機回避や、天候の急変等により航空機の姿勢維持が困難な状況（空間識失調）の対処方法に関し、操縦士に要求される操作や知識を体得させるものである。

令和元年九月二十四日付け（消防庁告示第四号）「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」のとおり、運航団体は教育訓練として、フライトシュミレーターを用いた緊急操作訓練を行うよう定められている。

本訓練で使用する装置は、上記の不測の事態に陥った状況下での操作を保持するため、実際の航空機の特性を十分に反映できるもので、かつ、当該装置を使用した訓練体制が整備された環境で実施する必要がある。

上記訓練を実施できる装置と教育体制を有し、併せて当局が保有している航空機の機種で訓練を実施できるのは、国内において２社あるが、そのうち１社については本件入札への参加意思がないことを確認したため、上記業者を指定するものである。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）　（電話番号　072-992-4900）